

## 鳥取県告示第 128 号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県宮崎市大字瓜生野の一部（ツブロケ谷、榎葉田、小岩谷、岩谷、市六ヶ谷、池木谷、大瀬町北、枝谷、池ノ谷、白砂ヶ谷及び下畑）、大字大瀬町の一部（スゲヶ追、イワシヶ谷、長迫、大崩、小崩、梅木谷、前田、柳丸、大師坊及び永田）、大字塩路の一部（地藏出、野狐及び下川）、大字島之内の一部（鷲取、境下、日下、森田、内ノ丸、櫛山、野中、城川、憶、苅溝、成尾、保瀬方、瀬木、岩瀬、新開、松下、保木下、久保田、町ノ園、北浦、堀内、不動坊、下ノ園、新川、古川、弘崎、田中、北山、前田、櫛田、田代、下ノ田、野間、西代、尾方、松葉迫、寺田、君ヶ浦、馬出、宿森、中小路、宮本、萩崎、永池尻、鞍掛、千丈、茱萸原、唐池、四本松及び堂山）、大字広原及び佐土原町
- (2) 宮崎県西都市聖陵町一丁目及び二丁目、御舟町一丁目及び二丁目、桜川町一丁目及び二丁目、水流崎町、中央町一丁目及び二丁目、有吉町一丁目から三丁目まで、妻町一丁目から三丁目まで、白馬町、上町一丁目及び二丁目、中妻一丁目及び二丁目、旭一丁目及び二丁目、下妻、右松一丁目から五丁目まで、小野崎一丁目及び二丁目、大字右松、大字妻、大字三宅の一部（四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、仏久保、熊野田、池廻、長田、市ヶ藪、川ノ上、土藪、大形、松之内、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、清水前、茶嶋、大藪前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、榎木上、榎木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、島廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向藪、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、凶師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、耆丁田、笹々礼、境野、新町、毘沙門及び下鶴）、大字清水、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字調殿、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北の一部（和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、坂ノ下、高野、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内改、榎木田、原無田、小浪、平下、堀町、飯屋原、上野、圃、千畑、桜田、谷ノ前、松船、合ノ丸、東原、北代、仲川原、宗高、川仲嶋、長谷嶺、茶屋元、桑木原及び大木久保）、大字南方の一部（高附、添の坪、年ノ神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、菅原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、寺家田、坂ノ下、永谷、宮畑、別府川、島代、土木手、長池、岡藪、柿内、新分、伊東畑、大工畑、松木田、梅ノ木、伊左衛門、下中川原、中須、堀ノ口、寺ノ下、河久保、前水流、中水流、下水流、吉原、城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、羽根子、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、嶋台、一ノ迫、中ノ迫、杉尾、大塚原及び柳迫）、大字三納の一部（宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、白坪、青木、新田、湯傘田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、宮田、堂園、永野、式反田、松廻、榎木廻、岩穴廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、榎木廻、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、上寺廻、下寺廻、赤目、赤目川原、後町、札立、盛、長谷場、北町外川原、赤目外川原、中川原、下川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、野原田、堤下、小坂元、曲淵、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、

高三納、鳶野、境田、前廻、苜払、黒牟田、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、買地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、下摩戸、和泉、高三納下及び戎田)、大字平郡の一部(宮ノ下、天神免、別府代、菰田、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾熊田、江子田、池田及び新開)、大字山田の一部(井出ヶ平、川原前、川原、瀬志子、屋敷田、仮屋田、下鶴、下水流、袋島、古川、前田、馬場田、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、堂免、内田、柳木ヶ丸、杳右衛門田、上屋敷、佐一田、伝蔵田、仲右衛門田、弥兵衛田、開田、一位迫、奈良木、下島、高橋、大迫、板ヶ迫及び駄良迫)、大字荒武の一部(彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐渡ヶ廻、佐渡ヶ浜、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ迫、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮分、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、馬場田、園田及び延命寺原)、大字岩爪、大字鹿野田の一部(茶園菌、五節句、馬場、中島、田久保、請閑、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、戎田、五反田、井之尻、屋敷下、中鶴、鳥子、萱野、森田、壱反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、滝山、青山、霧島、寺下、車ヶ瀬、井手下、水洗、鶴田、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通)、大字都於郡町、大字加勢の一部(鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、野間口、養添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴及び山下)、大字藤田の一部(長光寺前、上鶴、野下、湯地給、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鎧、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜、巨田江、岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平島及び外菌)、大字上三財の一部(板ヶ迫及び門田前田)及び大字下三財の一部(向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、新開、宮迫、山下、川久保、大島、鶴後、遊行瀬、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、城ヶ下、角地、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、古城下、柳ヶ丸、観音寺廻口、山下、中鶴、長割、彼岸田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外菌、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一)

(3) 宮崎県東諸県郡国富町大字三名の一部(亀の甲谷、上松尾、溝谷、下松尾、大谷、落合、後谷及び牧原)

(4) 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町、大字北高鍋、大字南高鍋、大字蚊口浦、大字上江及び大字持田の一部(黒瀬、松山、久保島、打切、中村、小丸、三ノ平、元ノ下、池端、古河、待居、濱河、久保田、堀川下、中河原、松ヶ鼻、正ヶ井手、小丸出口、宮越下、杉瀬、坂本、中尾、尾崎、嶋ノ下、平ノ下、東光寺、五反田、大門、持田、樋ノ本、勝り、上の塩入、高河原、勝り下、下河原、関所、西ヶ原、計塚、牛牧、鴨野、堂藪及び萩原下)

(5) 宮崎県児湯郡新富町

(6) 宮崎県児湯郡木城町大字椎木、大字高城の一部(下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、東宮田、河原田、藪村下、藪、町、菌田、乙王丸、横町、竹ノ本、町、城下、大萩原、堀内、下萩原、鳥居久保、岩戸口、外堀、永山、城山、高城、向河原、中河原、岸立、黒水川、仁君谷前田(町道溜水田神線の南側に係る区域に限る。))、仁君谷(県道都農綾線の南側に係る区域に限る。))、山塚(同県道の南側に係る区域に

限る。)、木寺(同県道の南側に係る区域に限る。)及び廣谷)及び大字川原の一部(鏡、川間、川原、本村、内屋鋪、小平、持見、甲ヶ嶺、廣谷、百合野及び溜水)

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

3 指定に係る期間

平成19年2月13日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため